**令和８年（フ）第１９０号**
兵庫県高砂市春日野町10番１―211号
破産者　西田　優美
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

**令和８年（フ）第２２５号**
兵庫県加古川市加古川町稲屋168番地の１
セピアコート203号
破産者　岡崎　祐樹
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

**令和８年（フ）第１４１号**
北九州市小倉南区徳力団地103番104号、前住所北九州市八幡西区八千代町１番30―702号
破産者　佐野　瑞子
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**令和８年（フ）第１９６号**
北九州市八幡西区光明２丁目９番20―607号
破産者　首藤　咲樹
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**令和８年（フ）第２６５号**
北九州市八幡西区春日台２丁目12番12号（３号室）
破産者　高倉　正行
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**令和８年（フ）第２７６号**
福岡県遠賀郡水巻町頃末南３丁目３番２号
三洋タウン頃末南Ａ102号
破産者　森　　毅
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**令和８年（フ）第３２２号**
北九州市小倉北区中井５丁目10番１号
破産者　丸谷　伸子
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**令和８年（フ）第３３７号**
福岡県遠賀郡水巻町伊左座１丁目11番２号
破産者　堀川　睦美
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**令和７年（フ）第７５７号**
熊本市中央区黒髪２丁目20番５号　ネクサス黒髪桜坂303
破産者　桝田　欽章
1　決定年月日　令和８年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**令和８年（フ）第４２号**
北海道岩見沢市五条東15丁目40番地　モントワールメゾン壱番館201
破産者　柴田　涼平
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

**令和８年（フ）第２４号**
北海道登別市鷲別町２丁目４番地29
破産者　鎌田　　実
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**令和７年（フ）第３１６号**
金沢市大手町７―30、住民票上の住所福島県いわき市内郷綴町七反田10番地の11
破産者　森島　幹博
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

**令和８年（フ）第１２３号**
金沢市三馬３丁目156番地　タウニィマイ202号、従前の住所金沢市浅野本町２丁目８番10号　ベルトピア金沢Ｉ503号
破産者　永吉　　斉
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

**令和８年（フ）第１４２号**
金沢市瓢箪町17番17号、従前の住所石川県河北郡内灘町字緑台２丁目17番地　ハイツリリー202号
破産者　井川　　裕
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

**令和７年（フ）第３８０号**
滋賀県湖南市岩根中央三丁目165番地（201号）、前住所滋賀県甲賀市甲賀町田堵野923番地17
破産者　上野　靖晃
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**令和７年（フ）第１０７４号**
京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字鏡田22番地96、住民票上の住所京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字鏡田22番地94
破産者　ＹＡＳＵスプレーコートこと　野村　泰雄
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**令和７年（フ）第１６１９号**
京都市伏見区醍醐御陵東裏町24―７　202号室
破産者　だいご接骨院こと　梅原　悠佑
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**令和７年（フ）第１６２０号**
京都市伏見区醍醐御陵東裏町24―７　202号室
破産者　梅原　美樹
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**令和８年（フ）第２９２号**
京都市伏見区淀美豆町684番地　ライオンズマンション淀リバーサイド308号
破産者　田儀由紀夫
1　決定年月日　令和８年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係